

## 平成21年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成21年11月5日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決

#### 出席議員（21名）

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英

9番 嶋田哲純  
 11番 木内欽市  
 13番 日下昭治  
 15番 林俊介  
 18番 高木武雄  
 20番 向後和夫  
 26番 林一哉

10番 柴田徹也  
 12番 佐久間茂樹  
 14番 平野浩  
 17番 林一雄  
 19番 嶋田茂樹  
 22番 林正一郎

欠席議員（1名）

24番 神子功

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	多田哲雄	病院事務部長	渡辺清一
総務課長	平野哲也	秘書広報課長	米本壽一
企画課長	堀江隆夫	財政課長	加瀬正彦
税務課長	野口徳和	市民課長	増田富雄
環境課長	平野修司	保険年金課長	花香寛源
健康管理課長	小長谷博	社会福祉課長	在田豊
高齢者福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	神原房雄
農水産課長	林清明	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	菅谷衛一
水道課長	横山秀喜	庶務課長	浪川敏夫
学校教育課長	平野一男	生涯学習課長	野口國男
国体推進室長	高野晃雄	監査委員局長	林久男
農業委員会事務局長	伊藤浩	国民宿舎支配人	堀川茂博
病院事務次長	石鍋秀和	病院経理課長	鈴木清武

事務局職員出席者

事務局長 加瀬 寿一

事務局次長 石毛 健一

開会 午前10時 0分

議長（向後和夫） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

#### 日程第1 開 会

議長（向後和夫） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成21年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第2 議長報告事項

議長（向後和夫） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

#### 日程第3 会議録署名議員の指名

議長（向後和夫） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

22番、林正一郎議員、26番、林一哉議員、以上の2議員を指名いたします。

#### 日程第4 会期の決定

議長（向後和夫） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第4回定例会の会期は、本日から11月19日までの15日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11月19日までの15日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

議長（向後和夫） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第12号までの12議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

#### 日程第5 議案上程

議長（向後和夫） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第12号までの12議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について

議案第 3号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

- 議案第 4号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10号 財産の取得について
- 議案第 11号 工事請負契約の締結について
- 議案第 12号 市道路線の廃止について

#### 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

議長（向後和夫） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成21年旭市議会第 4 回定例会を招集し、平成21年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号は、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出からそれぞれ4,700万円を減額し、予算の総額を278億7,400万円とするものであります。

議案第 2 号は、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、主なものは、営業運転資金に充てるため、長期借入金として2,500万円を計上するものであります。

議案第 3 号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号は、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてでありまして、いずれも職員の給与改定に併せて所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の一部を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、議案第7号と同様の理由により、介護保険料の延滞金の一部を軽減するため、所要の改正を行うとともに、併せて条文の整理を行うものであります。

議案第9号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、分娩料の見直しに伴い、所要の改正を行うとともに、併せて条文の整理を行うものであります。

議案第10号は、財産の取得についてでありまして、旭市学校給食センター統合改築事業における建設用地の取得にあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立中央小学校北校舎改築工事について、一般競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、本契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第12号は、市道路線の廃止についてでありまして、矢指小学校建替えに伴い、学校用地として使用するため1路線を廃止するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、政府による2009年度補正予算の執行停止に伴う本市への影響について申し上げます。

政府から、子育て応援特別手当給付事業の執行停止と9月補正で計上を見送りました地域活性化・公共投資臨時交付金の一部を凍結する旨の方針が示されましたが、その他の補助事業や地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、本市には影響がありませんでした。

今後も、さらなる情報の収集に努め、地域経済の一刻も早い回復に向けて、速やかに事業

を執行してまいりたいと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

恒例の敬老大会については、9月21日の敬老の日に東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3か所で開催いたしました。当日は、合わせて1,650人の参加がある中、文化協会の皆様による演芸や保育所児童による遊戯などで、楽しいひとときを過ごしていただきました。

また、隔年で実施している戦没者追悼式については、10月14日に挙行いたしました。ご遺族の皆様方をはじめ、千葉県、近隣市、各種団体の代表者300人余のご参列をいただき、戦没者1,863柱、戦災死没者54柱、香取航空基地より戦場に飛び立ち、帰らぬ人となられた戦没者954柱の御霊に対し、心より哀悼の意を捧げたところであります。

次に児童福祉について申し上げます。

国の「生活対策」として実施しました「子育て応援特別手当給付事業」は、対象となる874世帯914名から申請があり、全世帯に給付が完了し、給付総額は3,290万4,000円でした。

次に学校教育について申し上げます。

去る9月20日に、旭市総合体育館において、子どもたちに夢を与える「本物から学ぶ夢体験」事業を開催いたしました。

本事業は、旭市課外活動支援事業の関連イベントであり、様々な分野で活躍しているトップアスリートや、優れた活動を行っている芸術家などを本市に招き、子どもたちと交流することにより、スポーツや芸術に親しんでもらうことを目的とした事業であります。

今回は、卓球界のイメージを一新し、「卓球界のジャンヌ・ダルク」と呼ばれている四元奈生美選手を招き、楽しいトークや実技指導などを交えたワークショップを開催いたしました。当日は、約200名の子どもたちが参加し、「千葉国体」卓球競技開催市にふさわしい事業となりました。

次に、学校給食について申し上げます。

郷土を代表する地場産品の活かし方を競いながら、食育を啓発することを目的とした「第4回全国学校給食甲子園大会」において、第一学校給食センターの提案した、旭の米粉うどんと豚肉やしいたけ等を使用した「つばき蒸し」などによる地産地消の献立が千葉県第一位に輝きました。今後は、このメニューを市内の児童生徒へ提供したいと考えております。

次に、生涯学習について申し上げます。

帝京大学より専任の講師を招き、10月10日に開設した「市民カレッジ」や「手づくり生活



を楽しむ」をテーマに同日開設した県立旭農業高校開放講座は、多くの方々に受講していただき、市民の教養文化を高めることができました。

また、11月3日に開催した市内子ども会交流イベント「子ども会交歓会」には、子供たちが一堂に会し、カルタや模擬店等で親睦と交流を深めることができました。

文化振興については、9月27日に地域に伝わるお囃子や神楽などを披露する「あさひのまつり」を開催し、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に大勢の観客から盛大な拍手が送られ、大変な盛り上がりのなかで終了いたしました。

また、10月25日には、「ブラッシュアップ」と題した市民ミュージカルが上演され、小学生から大人まで総勢38名の出演者の熱演に対し、観覧者から賞賛の拍手を受けたところであり、また終演後、舞台裏での子供たちの感激の涙を目のあたりにし、心を打たれた一瞬でありました。

体育振興については、10月24日に「スポーツ少年団」の指導者認定講習会が開催され、参加した方々の連帯感と指導力の一層の向上が図られました。

今後は、少年野球をはじめサッカー、剣道等を愛好する少年たちのレベルアップにつながることを期待します。

次に、来年秋に開催される、千葉国体卓球競技のリハーサル大会として位置づけられた「全日本卓球選手権大会団体の部」について申し上げます。

去る10月16日から10月18日までの3日間、総合体育館を会場に開催した結果、延べ4,500人を越える方々が観戦し、選手の一挙一動に声援を送っておりました。

開催にあたり、ご協力をいただいた幼稚園児から老人クラブの会員など幅広い年代の方々や大勢のボランティアの皆様に、心より感謝を申し上げます。

今大会の運営を通して得られた多くの情報を基に、来年開催される国体が万全となりますよう、さらに準備を進めてまいります。

次に、商業振興について申し上げます。

旭市商業振興連合会では、4月に販売した期限付きのプレミアム付き商品券の使用期間の終了を受け、引き続き商店会等の振興策として、11月3日から1万2,000セット、額面1億3,200万円分の商品券を販売しました。

厳しい経済状況の中でのプレミアム付き商品券の発行が、個人消費の喚起と地域商業の活性化につながることを期待するものであります。

次に、観光について申し上げます。

長熊釣堀センターにつきましては、10月18日に釣堀センターの無料開放を行い、11月3日には恒例の「長熊秋のヘラ鮎釣り大会」を開催したところ、両日とも大勢の釣り客の参加をいただき、盛況のうちに終了することができました。

今後も、子供から高齢者までが一緒に楽しめる身近な施設として、より一層の普及促進に取り組んでまいります。

次に、農業について申し上げます。

去る10月10日に、「幽学の里で米づくり交流事業」収穫祭が開催され、当日は団体と一般を合わせ400名余の参加者が集い、5月の田植え、7月の草取り、9月の稲刈りに続く1年の締め括りとして、秋空の下、自らの手で収穫したお米で作ったおにぎりを美味しく食べていました。また、併せて行われた芋ほり、餅つきなどのイベントを通じて、自然と親しみ作物を育て収穫する喜びを体験することができました。

本事業も回を重ねるごとに参加者が増え、その取組みについてご賛同をいただいているところですが、今回、交流団体の一つである市川子供会より「ぜひ地元で旭市の野菜を販売してほしい」との申し出があったため、旭市農産物直売所協議会や萬歳米栽培研究会を通じ、10月24日に市川市大洲の公園において「朝市交流会」と題した農産物販売を行うとともに、自治会の皆さんとの交流を行いました。

今後は、このような機会を捉え、交流事業の裾野を広げることにより、本市の農水産物のPRに努めてまいります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めているところがあります。

中央病院アクセス道整備事業東西線については、海匠地域整備センターへ整備を委託している国道126号線飯岡バイパス入口から西側部分830メートルの舗装工事の入札が10月27日に終了し、国道の交差点工事についても来年3月の工事完成に向け、12月までには発注する予定であると聞いております。

また、市が整備する東西線約680メートルと南北線約300メートルの工事については、11月中に発注できるよう準備を進めております。

なお、JRを跨ぐ橋梁の下部工事については、工事用車両の進入路築造工事を終了し、現在は基礎杭工事を施工しております。

鎌数地先の更正橋改修事業については、橋梁の長寿命化を図るための補強工事の入札が10

月15日に終了し、川向西野地区の排水路整備事業についても、新川側から約220メートル区間の入札が終了したところであります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の実施に伴う測量及び詳細設計業務については昨日入札が終了しました。さらに、蛇園南地区流末排水整備事業の測量・詳細設計業務についても、11月中に発注する予定で準備を進めております。

次に、街路事業について申し上げます。

本市の玄関口であるJR旭駅に接続する旭駅前線については、平成9年度より県事業として整備を進めてきたところであり、関係地権者のご協力により、計画面積の約93パーセントの用地を取得したところであります。

なお、本事業については、来年3月末をもって現在の事業認可期間は終了することとなりますが、県においては、事業認可期間の再延長を予定しているところであります。

今後も、早期完成を目指し、県と連携を図りながら事業を進めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

文化の杜公園については、多目的な利用と防災機能を併せ持った総合公園として事業を進めているところであり、現在、関係地権者のご協力により、計画面積の約91パーセントの用地を取得したところであります。

今後も、事業認可の最終年度となる平成22年度末の完成を目指し、市民のニーズを捉えながら整備を進めてまいります。

下宿ふれあい公園については、地域交流の場として、また、災害時には避難場所となる地域密着型の公園として整備を進めているところであり、現在まで、関係地権者のご協力により、計画面積の約96パーセントの用地を取得いたしました。

今後は、残りの用地確保と併せ、今年度末の完成を目指し、園路広場や遊具施設等の整備を進めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

市役所本庁舎敷地内の第2分館西側に建設する中央汚水ポンプ場につきましては、12月初旬に着手すべく準備を進めております。

工事の施工に際しては、来庁者に迷惑が掛からないように進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、病院事業について申し上げます。

全国各地で地域医療の崩壊が叫ばれる状況の中、旭中央病院においては、医師・看護師等

の確保を図りながら経営の効率化に努め、引き続き健全経営を維持しております。

なお、再整備事業として取り組んでいる新本館建設工事は、基礎部分の免震装置が設置され、現在は1階の躯体工事に取り組んでおります。

皆様には暫くの間ご不便をおかけしますが、患者や来院する方々の安全を第一とし、来年度末の完成を目指しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地区懇談会について申し上げます。

市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくため、10月23日から市内6か所での地区懇談会の開催を計画し、本日までに5か所で懇談会を実施いたしました。

これまでに、延べ448人の市民の皆様に参加していただいた中、懇談会では、地区住民の代表者の方々から意見発表を行っていただくとともに、参加された市民の方々からは、道路、排水、環境に対する諸問題、子育て支援や少子化対策、教育環境の整備、中央病院の再整備計画、さらには市の均衡ある発展を願う要望など様々な意見を聞くことができました。

今回いただいた意見や提案などについては、今後のまちづくりに生かせるよう努めてまいります。

次に、定住自立圏構想について申し上げます。

定住自立圏構想とは、「大都市圏への人口流出防止と地方圏への人口の流れの創出」「分権型社会にふさわしい社会空間の創出」「ライフステージに応じた多様な選択肢の提供」等を行い地方圏への人の流れを創出するため、全国的な見地から推進していく施策であります。

本市は、この定住自立圏構想において、合併を行った市としての特例で圏域形成することができます。地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、中心的な役割を担う意思を明示するため本年度中に「中心市宣言」を行い、定住自立圏形成方針について市議会の議決を頂けるように取り組んでまいります。

次に、市民サービスの向上について申し上げます。

職業の多様化に伴い、就業者の勤務体系が大きく変化している中、市役所の開庁時間に来庁できない方の要望に応え、来年1月から毎月第2、第4日曜日に、本庁市民課で各種証明書を発行する休日窓口を試行的に開設することといたしました。詳細についてはこれから定め、広報あさひやホームページを利用して市民にPRしてまいります。

最後に、定額給付金について申し上げます。

去る4月2日に申請の受付を開始して以来、10月2日までの6か月間に、2万4,566通の申請書の送付に対し2万4,055件の申請を受け給付決定いたしました。給付決定した総額

は10億6,442万円で、地域における経済効果は大きなものであったと思われます。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（向後和夫） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

#### 日程第7 議案の補足説明

議長（向後和夫） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第11号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,700万円を減額し、予算の総額を278億7,400万円とするものです。

第2条は、繰越明許費の設定でありまして、後ほどご説明いたします。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたします。

それでは、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費ですが、3事業につきまして繰り越しの設定をお願いするものでございます。

一番上の矢指小学校改築事業は、学校用地確定作業に不測の日数を生じる見込みのため、施工管理委託料と校舎等改修工事費3億9,194万2,000円を繰越明許費設定するものでございます。

次の第一中学校改築事業につきましても、学校用地確定作業に不測の日数を生じる見込みのため、設計監理委託料、屋内運動場改築工事費4億1,001万4,000円を繰越明許費設定する

ものでございます。

次の大原幽学記念館管理費は、エレベーター設置工事の建築確認申請等に不測の日数を生じる見込みのため、設計監理委託料とエレベーター設置工事費4,609万5,000円を繰越明許費設定するものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳入になります。主な補正内容を申し上げます。

なお、事業内容につきましては、歳出のほうでご説明申し上げます。

まず、11款1項1目民生費負担金332万9,000円の追加は、説明欄1番、保育所運営費負担金の増によるものでございます。

14款2項1目民生費県補助金177万9,000円の減、これは説明欄1番の保育対策等促進事業費補助金の減によるものでございます。

2項4目農林水産業費県補助金247万2,000円の追加は、説明欄1番、水田農業構造改革推進事業費補助金の増によるものです。

2項6目消防費県補助金717万3,000円の追加は、説明欄1番、防災情報通信設備整備事業費交付金の増によるものです。

10ページをお願いいたします。

16款1項1目一般寄附金は、100万円の篤志寄附を計上するものでございます。

17款2項1目財政調整基金繰入金6,000万円の減は、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

以上で歳入の説明は終わります。

続きまして歳出となります。

なお、各款に計上されております人件費の補正、これにつきましては、今回説明を省略させていただきます。

人件費の補正につきましては、28ページ以降の給与費明細書の中で概要を説明させていただきます。

それでは、11ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費1,664万2,000円の減、これは人事院及び千葉県人事委員会勧告による影響と、それから議会現員数の減によるものでございます。

12ページになります。

2款1項7目企画費の説明欄1番、地域資源価値創造事業235万7,000円の追加は、あさひ

飲食店マップの印刷製本費等を計上するものでございます。

説明欄 2 番の定住自立圏構想策定事業120万円の追加は、定住自立圏形成方針策定支援業務委託料を計上するものでございます。

少し飛びまして、17ページになります。

3 款 3 項 4 目保育所費の説明欄 2 番、保育所総務事務費21万円の追加は、今回試行として、保育所 2 か所の保育業務等についての評価を第三者の評価機関に委託するものでございます。

一番下になりますが、説明欄 3 番、保育所指定管理委託事業118万1,000円の追加は、干潟保育所の児童数の増による指定管理料を計上するものでございます。

18ページになります。

説明欄 4 番、一時保育事業72万円の追加は、一時預かり事業の基準額が改正になったことによるもの。

それから、説明欄 5 番、病児・病後児保育事業22万円の減は、病児・病後児保育事業の基準額が改正になったことによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

6 款 1 項 3 目農業振興費の説明欄 1 番、水田農業構造改革推進事業247万2,000円の追加は、新規需要米、これは飼料用米、それから米粉用米等の作付農家への補助金を計上するもので、全額県費で行います。

次に、23ページをお願いいたします。

9 款 1 項 3 目災害対策費の説明欄 1 番、防災行政無線統合整備事業717万3,000円の追加は、消防庁によります J - A L E R T、いわゆる全国瞬時警告システムなんですけれども、この整備に伴います設置工事費を計上するもので、全額県費で行います。

少し飛びまして、27ページをお願いいたします。

13款 2 項 3 目の説明欄 1 番、国民宿舎事業会計繰出金2,500万円は、防災改善工事、それから施設整備の更新等により、運転資金の不足が見込まれるため、一般会計から国民宿舎事業会計への貸付金を計上するものでございます。

それでは、28ページをお願いいたします。

給与費の明細書になります。

今回の補正は、職員の新陳代謝、それから異動に伴います増減と人事院、それから千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額、それが大きな補正の主になるものとなっております。

議会議員を含みまず特別職について、補正後と補正前を比較いたしますと、一番下の欄です。報酬が1,003万円の減、期末手当が781万9,000円の減、共済費が14万3,000円の減となり、合計で1,799万2,000円の減額となります。

続いて29ページは、一般職についてでありまして、補正前、補正後の比較の数字ですが、給料で2,323万6,000円の減、職員手当等が1億741万2,000円の減、共済費が6,154万7,000円の増となり、合計で6,910万1,000円の減となります。

給料及び職員手当等の減額の主な内容は、人事院勧告に基づく年間の期末・勤勉手当の支給率の減、それから給料表を平均でマイナス0.2%の引き下げ改定を行ったことによるものでございます。

また、共済費の増につきましては、基礎年金拠出金の負担率の増によるものです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

契約の名称でございますが、旭市立中央小学校北校舎改築工事であります。

契約の方法は、一般競争入札で行いまして、契約金額は3億7,149万円であります。

契約の相手方は、千葉県旭市二の528番地、阿部建設株式会社であります。

工事の期限でございますが、平成23年3月25日と設定しております。

以上の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の経過をご説明申し上げます。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て資格要件審査を実施した結果、申請のあった8社すべてが資格要件を満たしておりました。

入札日の10月27日に1社より辞退届が提出されまして、7社による一般競争入札を執行いたしました。

その結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内の3億7,149万円を提示いたしました阿部建設を契約の相手方として決定し、10月28日に仮契約を締結したものでございます。

以上で、議案第11号について補足説明を終わります。

議長（向後和夫） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 堀川茂博 登壇）

国民宿舎支配人（堀川茂博） 議案第2号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。



補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、当会計の補正第2号を行う旨の規定でございます。

第2条は、当初予算第2条中に定めた業務の予定量のうち、宿泊1万6,000人を宿泊1万4,000人に改め、下方修正するものでございます。

第3条は、初めに営業用運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金2,500万円の借入れをお願いするものでございます。

長引く景気の低迷や想定していた個人、グループ等の宿泊客が少なく、当初予算で予定しておりました1日当たり62万円の営業収益を確保できておりません。

また、経営改善を進めていく中で、宿舍経営費であります人件費の増高や、次々と発生する老朽化した施設設備等の修繕により、自己資金による経営の継続が難しくなったため、営業用運転資金として一般会計から2か年の長期の借入れをお願いするものであります。

下段の表は、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正を、記載のとおり行うものです。

次の2ページの第4条には、当初予算第4条に定めた資本的支出の予定額の補正を記載のとおり行うものです。

内容につきましては、3ページをお開きください。

平成21年度旭市国民宿舍事業会計補正予算(第2号)の実施計画でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入につきましては、第1款国民宿舍事業収益2億3,022万6,000円から1,977万4,000円を減額し、2億1,045万2,000円とするものでございます。

第1項1目利用収益の減額は、当初予定していた宿泊者の減少に伴い宿泊料・食事料を下方修正するものでございます。

次に、支出につきましては、国民宿舍事業費用2億3,730万1,000円に507万円を増額補正し、2億4,237万1,000円とするものでございます。この内容につきまして、第1項1目宿舍経営費632万2,000円を増額補正するものでございます。これは、老朽化している施設設備の修繕費及び臨時職員の賃金の増額と宿泊者の下方修正による食事材料費の減額に伴う差し引き額となっております。

第2項4目消費税の125万2,000円の減額は、課税支払額の増額に伴う減額補正を行うものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

資本的支出についてご説明いたします。

支出につきましては、1,738万円から1,050万円を増額して2,788万円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項建設改良費の1目工事費1,050万円の増額であり、玄関わき鉄骨の爆裂に伴う補強工事及び耐震工事等によるものでございます。

なお、補正後の資本的収支不足額の財源につきましては、2ページへ戻っていただきまして説明をいたします。

第4条に記載している補正後の財源ですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,263万円は、消費税資本的収支調整額81万円、当年度分損益勘定留保資金1,132万円を消費税資本的収支調整額128万円、当年度分損益勘定留保資金2,135万円に改め、補てんするものでございます。

次に、第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、当初予算第6条に定めた職員給与費9,381万2,000円を臨時職員の賃金601万3,000円を追加し、9,982万5,000円に改めるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

この表は、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算(第2号)の資金計画でございます。補正後における当年度末の現金預金を3,355万円と予定するものでございます。

6ページ以降は、平成21年度の予定貸借対照表となっております。

以上で、議案第2号の補足説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

議長(向後和夫) 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号について、総務課長、登壇してください。

(総務課長 平野哲也 登壇)

総務課長(平野哲也) 議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案につきましては、同じ内容でありますので、一括して補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき改正いたします一般職の職員の給与改正に併せまして、期末手当の支給率を改正するものでございます。

議案の一番最後のほうに、12号議案の次あたりに新旧対照表がございますので、それをご用意したいと思います。新旧対照表というものがついておろうかと思います。よろしいでしょうか。

それでは新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思います。

ここで、第5条第2項の改正内容につきましては、6月及び12月に支給される期末手当の支給率の改正であります。

まず、6月に支給される期末手当については、今年5月の臨時議会において議決をいただきました平成21年6月に支給する期末手当等に関する特例措置として、条例附則の改正により、その支給率は100分の212.5から100分の195に引き下げられておりますが、今回の改正は条例の本則改正により、6月分の支給率を本年6月の特例措置と同率で改正するものでございます。

また、12月に支給される期末手当の支給率については、現行の100分の232.5から100分の220に引き下げるというものでございます。

したがって、年間の支給率は、100分の445から100分の415となり、100分の30の引き下げとなります。なお、年間の支給率は、この後説明させていただきます一般職の職員の期末・勤勉手当を合わせた改定後の支給率と同率となるものでございます。

2ページ、3ページの特別職と教育長についても全く同じ改正内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定であり、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき職員の給与を改正するものでございます。

同じく新旧対照表の4ページをご覧いただきたいと思います。ちょっと本文と行ったり来たりしますので、よろしく申し上げます。新旧対照表の4ページ。

第24条第2項の改正でございますけれども、期末手当の支給率の改正であります。

平成21年6月に支給する期末手当等に関する特例措置において、附則の改正により6月の期末手当の支給率は100分の140から100分の125に引き下げられておりますが、今回の改正は、本則の条例改正によりまして、6月分の支給率を本年6月の特例措置と同率で改正するとともに、12月期の支給率を100分の160から100分の150に改め、100分の10引き下げるものでございます。

また、第27条2項の改正は、勤勉手当の支給率の改正でありまして、これも今年5月の臨

時議会において議決いただいた特例措置の支給率と同じく、100分の75から100分の70に引き下げるものであります。

これによりまして、期末・勤勉手当を合わせた年間の支給率は100分の35引き下げられまして、100分の450から100分の415となるものでございます。

次に、議案第6号の条例のほうに戻っていただきたいと思えます。2ページになります。

2ページの別表第1、行政職の給料表でございます。これをご覧いただきたいと思えます。

この給料表につきましては、県と同様に引き下げの改正を行うものでございまして、行政職の給料月額について、初任給を中心とした若年層を除いたすべての階級について引き下げを行いまして、その平均の改定率はマイナス0.2%となります。

次に5ページをお開きください。条例本文のほうの5ページでございます。

附則についてご説明申し上げます。

第1項は、この条例の施行期日を平成21年12月1日と定めるものでございます。

また、第2項は、今回給与改定される職員について、年間給与の調整を行うもので、第1号で本年4月から11月までの民間給与との格差相当額分の調整として、4月の給与額に調整率0.21%を掛けた8か月分の額と、第2号では、6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に同じ調整率0.21%を掛けた額を合わせて、平成21年12月に支給される期末手当で減額調整を行うものでございます。

第3項につきましては、平成18年に改正された旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でありまして、もう一度、新旧対照表のほうに戻っていただきたいと思えます。新旧対照表の5ページをご覧いただきたいと思えます。

附則の第5項の改正でございますが、今回は、減額改定の対象者とされておりません1号から3号の号給に該当する若年層の職員を除きまして、平成18年に実施された給与構造改革の給与水準引き下げに伴う、いわゆる「現給補償」されている職員について、12月以降の給料月額をマイナス0.24%引き下げるという内容でございます。

以上で説明を終わります。

議長（向後和夫） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

保険年金課長（花香寛源） 議案第7号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金を軽減するべく所要の改正を行うものであります。

第5条第1項の改正内容についてご説明いたします。

従来の延滞金は、納付期限の翌日から1か月間に限り、年利7.3%または前年の11月30日現在の公定歩合の率に4%を加えた数値、つまり平成21年度の利率で申し上げますと4.5%となりますが、そのいずれか低いほうの率で計算し、その後の期間については、年利14.6%を適用していたわけでございます。

それが、今回の改正で、当初の低い率での期間が1か月から3か月に延長され、その差であります2か月分が軽減されるというものであります。

なお、施行期日は、改正されました法律の内容に基づき、来年の1月1日となるものであります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

議長（向後和夫） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 渡辺輝明 登壇）

高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議案第8号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

国は現下の厳しい経済情勢から、社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減については、国税の例に倣い、納期限から3か月について年14.6%ではなく、前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率プラス4%の割合で計算することとし、平成22年1月1日から施行することといたしました。

介護保険料につきましては、市町村が独自に介護保険条例で延滞金の取り扱いを定めておりますことから、社会保険の保険料と同様に延滞金利率を軽減するため条例を改正し、併せて文言整理をするものでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終了します。

議長（向後和夫） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、病院事務次長、登壇してください。

（病院事務次長 石鍋秀和 登壇）

病院事務次長（石鍋秀和） 議案第9号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正

する条例の制定についてであります。

今回、分娩料の見直しを行うものでございます。

地域産科医の不足等により近隣地域からの受診者の割合は増加し、特にリスクの高い分娩の件数が増加しております。地域の中核病院として産科医を確保し、体制を整えておりますが、医師の負担は大きく、昨年からは分娩に対する手当も支給しております。このような事情から、今回分娩料の見直しを行い、基本となる時間内の分娩料を2万円値上げし、時間外加算等も割合に応じて値上げをするものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終了させていただきます。

議長（向後和夫） 病院事務次長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 平野一男 登壇）

学校教育課長（平野一男） 議案第10号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

本案は、旭市学校給食センター統合改築事業に係る用地の取得についてであります。

内容について、ご説明申し上げます。

土地の所在は、旭市大字高生字昭和96番ほか5筆であります。

地積は、5,174平方メートル。

取得金額は、2,069万6,000円。

取得の相手方は、旭市高生3578番地、小泉茂氏ほか2名であります。

なお、小泉茂氏ほか2名の契約につきましては、10月5日付で仮契約書を締結しております。

以上で、議案第10号、財産の取得についての補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（向後和夫） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 北村豪輔 登壇）

建設課長（北村豪輔） 議案第12号、市道路線の廃止について補足説明を申し上げます。

廃止する市道5-0184号線は、矢指小学校建て替えに伴い、学校用地として使用するため廃止するものです。

以上で、議案第12号、市道路線の廃止についての補足説明を終わります。

議長（向後和夫） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇）

議会運営委員長（嶋田茂樹） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について私よりご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成21年旭市議会第4回定例会議事日程（その2）、本日11月5日木曜日をご覧いただきたいと思いますが、この後、追加日程第1、発議第1号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

議長（向後和夫） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(向後和夫) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

#### 追加日程第1 発議案上程

議長(向後和夫) 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号を上程いたします。

発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

#### 追加日程第2 提案理由の説明

議長(向後和夫) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、議会運営委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇)

議会運営委員長(嶋田茂樹) それでは、発議案第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、去る6月22日、旭市議会議員の定数を26人から22人と定め、本年7月1日以降に初めてその期日を告示される一般選挙から施行することに伴い、現在設置している総務、文教福祉、建設経済、公営企業の4つの常任委員会構成を、総務、文教福祉、建設経済の3つに改め、各委員会委員の定数については、総務委員会は6人から7人に、文教福祉委員会は7人から8人に、建設経済委員会は6人から7人にそれぞれ改め、所管する事項については、公営企業委員会の所管を文教福祉及び建設経済委員会にそれぞれ所管替えし、また、議会運営委員会の委員の定数を8人から6人に改めようとするものであります。

なお、施行日につきましては、平成22年1月1日といたしました。

以上、よろしくご審議の上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。



議長（向後和夫） 発議第1号の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

議長（向後和夫） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（向後和夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は9日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時21分